

ジェイアールバス東北本部

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

第19号

2021年1月19日

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

申5号

「法令改正に伴う就業規則の改正」に関する申し入れについて

バス東北本部は、2021年1月14日に「法令改正に伴う就業規則の改正に関する申し入れ」を行いました。

今回の就業規則の改正により、看護休暇、介護休暇が時間単位で取得できるようになり、働き方がより柔軟になることで育児や介護を行う組合員・社員にとって要望がかなうものであると考えます。

しかしその一方で、自動車乗務員勤務、交代勤務について対象とならないことに対しては、職場から疑問の声も挙げられています。

今回の法令改正では、看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、「労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することが認められていますが、その際は、労使での話し合いが前提」となっています。

実効性のある制度の運用と組合員・社員と家族の幸福の実現、働きがいを感じる職場をつくり上げていくために下記の通り申し入れを行いました。

1. 今回の改正によって、働き方がどのように変化するのかわかりやすくすること
2. 看護休暇、介護休暇についてのみ対応とした理由を明らかにすること
3. 今回の就業規則の改正において、乗務員勤務、交代勤務について対象外としている理由を明らかにすること
4. 時間単位の休暇を取得する手順を明らかにすること
5. 時間単位の休暇の取得について、申請した時間を当日の事情により変更が可能なのかわかりやすくすること
6. 看護休暇、介護休暇は、申告した時季に取得させること。
また、取得しやすい環境を構築すること
7. 看護休暇、介護休暇の時間単位での取得について、全社員が制度の内容と具体的な取り扱いを理解できるように、情報発信とともに管理者からも丁寧な説明を行うこと

働きやすい職場環境実現のため、各分会から議論をつくり出そう！